

事業後継者のための支援制度のご案内

【坂井市 小規模事業者後継者支援事業補助金】

坂井市商工会では、一定の要件を満たした後継者向けの支援制度を設けております。事業に必要な経費の一部を補助し、事業承継における事業主負担の軽減を図る支援を行います。

対象者 市内に事業所を有し、小規模事業者の経営を受け継ぎ、事業継続・新たな事業を展開するもの（※事業承継後2年以内の申請に限ります）

対象経費 店舗・工場等の建設費、取得および改修費、新たな店舗、駐車場等の賃借料（最大6ヶ月間）、機械設備・備品購入費、新商品開発費、広報費、展示会等出展費、事業に供する車両購入費（営業車両など普通乗用車除く） ※汎用品・消耗品は対象外

補助率 1/2以内

補助限度額 50万円

まずは、お近くの坂井市商工会本所・各支所へご相談ください。

【坂井市商工会 事業承継セミナー】

坂井市商工会では、「事業承継」について考え始めている方や悩んでいる方を対象にセミナーを開催いたします。事業承継を考え始めるのに「早すぎる」ということはありません。お気軽にご参加ください。

※内容の詳細・申込方法は同封のチラシをご覧ください。

中小企業省力化投資補助金（一般型）の第3回公募が始まりました

対象事業 IoT・ロボット等を活用した生産・業務プロセス、サービス提供方法の省力化の取組み

補助対象者 中小企業者、小規模企業者・小規模事業者、特定事業者の一部、特定非営利活動法人、社会福祉法人

補助率および補助上限額について

補助対象	補助上限額※1		補助率	
	従業員数	金額	中小企業	小規模企業者・小規模事業者・再生事業者※2
個別現場に設備や事業内容に合わせた設備導入・システム構築	従業員数5人以下	750万円（1,000万円）	1/2 (2/3)	1/3
	従業員数6～20人	1,500万円（2,000万円）	1/2 (2/3)	1/3
	従業員数21～50人	3,000万円（4,000万円）	1/2 (2/3)	1/3
	従業員数51～100人	5,000万円（6,500万円）	1/2 (2/3)	1/3
	従業員数101人以上	8,000万円（1億円）	1/2 (2/3)	1/3

※1 大幅な値上げを行う場合、()内の値に補助上限額を引き上げ

※2 再生事業者の定義については公募要領を確認ください。また、再生事業者については基本要件未達の場合の返還要件の免除がされます。

事業実施期間 交付決定日から18か月以内（採択発表日から20か月以内）

スケジュール 公募開始 2025年6月27日（金）

申請開始 2025年8月上旬（予定）

申請締切 2025年8月下旬（予定）

※申請受付開始以降のスケジュールにつきましては、追って特設HPでお知らせがあります。

※詳細については、中小企業省力化投資補助金（一般型）特設ホームページ（<https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/>）をご確認ください。



【第177号】

発行 坂井市商工会

本所 坂井市坂井町下新庄第2号10番地1
TEL 0776-66-3324 FAX 0776-67-7023
坂井支所 坂井市三国町北本町3丁目2番12号
TEL 0776-82-5055 FAX 0776-81-7055
春江支所 坂井市春江町江留下相田35-1
TEL 0776-51-2211 FAX 0776-51-5596
丸岡支所 坂井市丸岡町一本田第5号76番地
TEL 0776-66-6555 FAX 0776-66-0300

eye 企業活動分析による収益力強化事業補助金の第6回公募が開始されました!

【補助対象事業】 バリューチェーン分析等を活用した、自社の商品やサービス等の付加価値を高める取組み

【対象者】 以下、すべてに該当する方

- ・商工会の会員で福井県内に主たる事業所を有する中小企業者および小規模企業者であること
※令和6年3月までに創業し、決算を1回以上迎えていること
- ・「パートナーシップ構築宣言」登録企業者であること
- ・付加価値を高めるための事業計画を商工会と一体となって作成していること

【申請期間】 令和7年6月23日（月）～ 令和7年8月1日（金）

【事業期間】 令和7年6月23日（月）～ 令和7年12月31日（水）

※採択された場合、補助金の申請日以降であれば補助事業の対象期間とすることが可能です

【補助率・補助限度額】 補助対象要件の区分に応じて、次のとおりとする。

区分	補助率	補助上限額
①通常枠	2/3（※の場合3/4）	100万円
②前向き枠	2/3（※の場合3/4）	200万円
③大規模賃金引上枠	3/4（※の場合4/5）	300万円

※県広報への協力の同意および発注者目録での取組事例を提出し審査で認められた場合

【対象要件】

- 補助事業終了後3年間において、「①通常枠」については、付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費の合計）を「年率3%以上」、「②前向き枠、③大規模賃金引上枠」については「年率5%以上」増加する計画を策定すること。
- 「①通常枠」については、任意の連続する2ヵ月間（令和7年4月1日から補助対象期間終了までの間）のそれぞれの月の一人当たり平均給与支給額を前年同期間と比較して1.5%以上増加させること（比較する従業員は、前年同期間から継続雇用されている従業員とする）。ただし、申請時において従業員がいない事業者は本要件を満たす必要はない。
- 「②前向き枠」については、申請時において従業員を5人以上雇用している事業者であり、前述の平均給与支給額を前年同期間と比較して1.5%以上増加させること（比較する従業員は、前年同期間から継続雇用されている従業員とする）。
- 「③大規模賃金枠」については、申請時において従業員を5人以上雇用している事業者であり、前述の平均給与支給額を前年同期間と比較して5.5%以上増加させること（比較する従業員は、前年同期間から継続雇用されている5人以上の従業員とする）、または「ふくい女性活躍推進企業プラス」登録企業で女性管理職の割合が前年度から1.2倍以上の増加または女性管理職割合が「0%」から「20%以上」となること、または通算3ヵ月以上の育児休業を取得した男性労働者が1名以上いること。

【対象経費】 建物費、機械装置・システム構築費、専門家経費、原材料費、外注費、広報費、印刷製本費、研修費等
詳細については、福井県商工会連合会HP（<https://www.shokokai-fukui.or.jp/vc>）よりご確認の上、様式の補助金交付申請書により最寄りの商工会本所・支所へご申請ください。



令和7年度エイジフレンドリー補助金のご案内

- 高齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】 予算額に達した場合は、受付期間の途中で申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円（消費税を除く）	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者 ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 高齢労働者（60歳以上） が常時1名以上就労していること ・高齢労働者が対策を行う作業に就いていること
II 職場環境改善コース ・補助率 1/2 ・上限額 100万円（消費税を除く）	・高齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
熱中症予防対策プラン	・熱中症の発症リスクの高い高齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3/4 ・上限額 100万円（消費税を除く）	転倒防止 ・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります） 腰痛予防 ・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限ります）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
IV コラボヘルスコース ・補助率 3/4 ・上限額 30万円（消費税を除く）	・事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限ります）	
【注意事項】 補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。 ・複数コース併せての申請はできません。 ・コースごとに予算額を定めています。		

【参考】 対象となる中小企業事業者の範囲

業種	業種	常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉（※2）、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。
 ※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。

交付申請書類受付期限 令和7年10月31日（当日消印有効）

支払請求書類受付期限 令和8年1月31日（当日消印有効）

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会「エイジフレンドリー補助金事務センター」
 （ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>）



坂井市内で創業される方、創業間もない方への支援制度のご案内

【坂井市 新規創業支援補助金】

新たな産業や雇用を創出し、商工振興等の促進を図るため、坂井市内において新たに創業して事業を行う事業者に対して、補助します。まずはお近くの商工会本所または支所までご相談ください。

- 対象者** 起業を予定する日の3ヶ月以内から起業後1年以内の者
- 対象経費** 店舗等新築工事費（増改築を含む）、設備・備品購入費、広報費、ウェブサイト関連費、法人登記・許認可等取得に係る経費、事務所等の賃料、委託・外注費
- 補助率** 1/2以内
- 補助限度額** 100万円
（※うち家賃補助として最大30万円（交付決定月～1年以内のうち6ヶ月）の充当可）
- 審査方法** 計画書等と申請者本人によるプレゼンテーション
- 公募締切** 令和7年8月末・11月末・令和8年2月末
- 申請方法** 募集期間内に商工会へ必要書類を持参
募集要領・申請様式等は坂井市商工会ホームページでご確認ください。



【福井県 令和7年度新規創業支援事業補助金】

県内において新たに創業して事業を行う事業者に対して、事業を開始するために必要な機械器具、備品、販路開拓費等の初期費用を補助します。

- 対象者** 令和7年4月10日から令和8年2月28日までに個人開業または会社等の設立を行った中小企業者等
- 対象経費** 事業を開始するために必要な機械器具、備品、販路開拓費等
- 補助率** 2/3以内
- 補助限度額** 20万円
- 申請期限** 令和8年2月28日（土）※予算が無くなり次第終了となります。
- 申請方法** 募集期間内に商工会へ事前に相談のうえ、申請書を提出
交付要領・申請様式等は福井県商工会連合会ホームページでご確認ください。



【坂井市商工会 創業セミナー】

坂井市商工会では、これから坂井市内で創業を予定されている方や起業後間もない方を対象として、「創業セミナー」を開催します。経営の基礎となる知識について創業支援の実績豊富な専門家がレクチャーしますのでぜひご参加ください。

- 開催日時** ①8月30日（土） ②9月13日（土） ③9月20日（土） ④10月4日（土）
各日13時30分より
- 開催会場** 坂井市商工会 本所 2階研修室
※内容の詳細・申込方法は同封のチラシをご覧ください。